

【Ⅱ－９ 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した
 歯科医療の推進 ー⑪】

⑪ 手術用顕微鏡を用いた治療の評価

第1 基本的な考え方

手術用顕微鏡を用いた根管充填処置等について、対象を見直す。

第2 具体的な内容

1. 3根管以上の加圧根管充填において、手術用顕微鏡を用いて治療した
 場合の対象を見直す。

2. 根管內異物除去において、手術用顕微鏡を用いて治療した場合の評
 価を新設する。

現 行	改 定 案
<p>【加圧根管充填処置（1歯につき）】 [算定要件]</p> <p>1 単根管 136点 2 2根管 164点 3 3根管以上 200点</p> <p>注3 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、<u>4根管又は槌状根に対して歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いて根管治療を行った場合に、手術用顕微鏡加算として、400点を所定点数に加算する。</u>なお、第4部に掲げる歯科用3次元エックス線断層撮影の費用は別に算定できる。</p>	<p>【加圧根管充填処置（1歯につき）】 [算定要件]</p> <p>1 単根管 ●点 2 2根管 ●点 3 3根管以上 ●点</p> <p>注3 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、<u>歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いて根管治療を行った場合に、手術用顕微鏡加算として、●点を所定点数に加算する。</u>なお、第4部に掲げる歯科用3次元エックス線断層撮影の費用は別に算定できる。<u>ただし、区分番号1021に掲げる根管內異物除去の注に規定する手術用顕微鏡加算を算定している場合</u></p>

<p>【根管内異物除去（1 歯につき）】 150点</p> <p>[算定要件] <u>（新設）</u></p>	<p>は、算定できない。</p> <p>【根管内異物除去（1 歯につき）】 ●点</p> <p>[算定要件]</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科用3次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いて根管内異物除去を行った場合に、手術用顕微鏡加算として、●点を所定点数に加算する。なお、第4部に掲げる歯科用3次元エックス線断層撮影の費用は別に算定できる。</p>
---	---